[9] 障害基礎年金(国民年金) 身 知 精

I	_
概要	国民年金に加入している人が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。
	※20歳未満の病気やけが等により障害者となった場合は、20歳に達したときから 受給可能となる制度もあります。
対 象 者	(1)国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヶ月を経過した日、あるいは1年6ヶ月以内に症状が固定した日(ともに障害認定日といいます)に、障害等級表の1級または2級の障害の状態に該当する場合、または障害認定日に障害等級表の1級または2級の障害の状態になかった人が、その後65歳に達するまでの間にその障害が悪化し、障害等級表の1級または2級の障害の状態になり、65歳に達するまでの間に請求した場合(事後重症請求)で、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人① 初診日の前日において、初診日の前々月までの全被保険者期間のうち、保険料を納めた月と、保険料免除を受けた月を合わせて3分の2以上あること② 平成38年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納期間がないこと (2)20歳前の傷病により20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日)に障害等級表の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある人、または20歳に達したときに障害等級表の1級または2級の障害になかった人が、その後65歳に達するまでの間にその障害が悪化し、障害等級表の1級または2級の障害の状態になり、65歳に達するまでの間に計求した人(事後重症請求)
内 容	年金額は、1級が年額975,125円 2級が年額780,100円で、 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に分けて支給されます。 また、子の加算額は、第1子及び第2子については、 一人につき年額224,500円で、 第3子以降については、一人につき年額74,800円です。 (平成29年2月1日現在) [注意] 1 対象者の(2)について、本人の前年の所得が一定金額以上あるときは、年金の全額または半額が支給停止されます。 2 子の加算については、障害基礎年金の受給権を得た当時または、受給権発生以降に受給権者によって生計を維持されている子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子)があるときに加算されます。 3 年金額等は、法律等により改定されます。
窓 口	総合窓口課 国民年金担当 電話:06-6992-1524、FAX:06-6994-1691 守口年金事務所 住所:守口市京阪本通2-5-5 (守口市役所内 7階) 電話:06-6992-3031、FAX:06-6992-6038

※[注意] 年金の『障害等級』について・・・手帳の等級とは異なることがあります。

身体障害者手帳は「身体障害者福祉法」及び精神障害者保健福祉手帳は「精神保健福祉法」により、また、障害基礎年金は「国民年金法」により定められている異なる制度です。したがって、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級と障害基礎年金の等級とは連動していません。障害者手帳で1級または2級となっていても、必ずしも障害基礎年金が1級または2級とはなりません。